



農業機械再取得等支援事業※

を知っていますか？

※国事業名：農地利用効率化等支援交付金



どんな事業？

01

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨の影響で被災した農業用の機械や施設の復旧を支援します



※復旧する施設が園芸施設共済加入対象（パイプハウスなど）の場合、補助率が異なります。

※復旧に係る金額に助成対象外経費が含まれている場合など、上記の補助率どおりにならない可能性もあります。助成の可否については窓口へご相談ください（裏面）



対象者は？

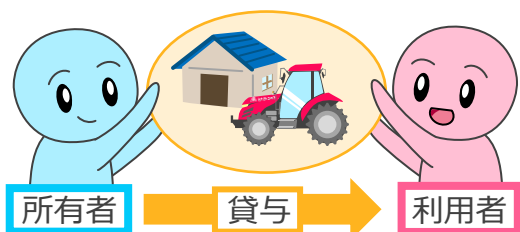
02

能登半島地震・奥能登豪雨によって農業被害を受けた農業者や農業法人であれば申請が可能です

ただし・・・

農産物の販売実績がある方に限ります（**自家消費のみは×**）

★機械・施設を貸借している場合の申請者★



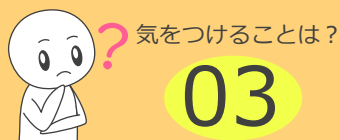
修繕・補強・撤去

所有者または利用者

再建・再取得

所有者のみ※

※所有者が非農業者であっても、利用者が農業者であれば申請可能です（ただし、所有者が以前、営農に利用していた場合に限りです）



気をつけることは？

03

事業の申請にあたっては 以下のようなことに注意してください

- ・本事業は原形復旧（①同じ種類、②同じ規模・能力、③同じ使用目的）が基本です

※機能向上・規模拡大も可能ですが、原形復旧を超える範囲の費用は自己負担になります

- ・建物・機械の復旧は修繕が基本ですが、下記の場合は再建・再取得が可能です

建物：罹災証明等により全壊判定を受けた場合、



または建築士資格を有する者から修繕不能として証明された場合

機械：格納している施設が倒壊し 修繕不可能であることが目視で明らかな場合、



またはメーカー等から修繕不能として証明された場合

- ・当事業により復旧した建物・機械は、保険・共済への加入が求められます
- ・復旧した施設・機械は、一定の期間※、補助金を申請した用途のとおり使用する必要があり、期間内に財産処分（譲渡、貸付、取壊し、廃棄など）を行う場合、補助金の返納が必要になる場合があります。

※一定の期間＝法定耐用年数（例えば、木造納屋は15年、農業用機械は7年）

上記の注意点は一例です。詳細は現地相談窓口でご確認ください



事業について
もっと知りたい！

04

事業についてご相談のある方や申請をしたい方は
お近くの現地相談窓口にご連絡ください！

1

JAのと 本店営農部

住所：穴水町字大町ほの95
電話：0120-338-250

2

七尾市役所 農林水産課

住所：七尾市袖ヶ江町イ部25番地
電話：0767-53-8005

3

志賀町役場 農林水産課

住所：志賀町末吉千古1-1
電話：0767-32-9221

4

石川県珠洲農林事務所 庁舎2階

住所：珠洲市野々江町シ-32
電話：0120-338-760

対面相談も実施中！！（電話予約のうえ来所してください☎）

